

共済掛金算定の考え方

- 従来の掛金率には、被害率の急激な変動に備えて安全率を付加しているが、結果的には多額の積立金として蓄積されている面がある。
- そこで、共済掛金の引下げにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図ることとする。
- 安全率については原則付加しないこととし、また、共済団体の保有する積立金の水準は、団体ごとに様々であることから、それぞれの積立水準に応じて引き下げを行うこととする。

家畜共済の共済掛金の引下げ措置(案)

積立金の水準	引下げ幅
法定準拠水準の2倍以上	1/2カット
法定準拠水準の1.5～2倍未満	1/3カット
法定準拠水準の1.25～1.5倍未満	1/5カット
法定準拠水準の1.25倍未満	カットは行わない

(注1)「法定準拠水準」とは、農作物共済の「法定水準(※)」に準じて、安定的な共済金の支払いを見込める積立金の水準として設定したものである。

(注2)「引下げ幅」については、上記のカット水準を上限として、改定後の共済掛金が適用される3年間の共済金の支払いに支障が生じない水準とする。

(注3)各共済団体の積立金の水準については、無事戻しを行わなければ積立てられる金額を含めて算定している。

(注4)上記のほか、法定準拠水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。

(※) 農作物共済の法定水準とは、保険金又は再保険金の支払い対象となる大きな被害が3～6年(具体的には団体ごとの過去の被害率を基に設定)発生しても共済金の支払に不足を生じない積立金の水準。